

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項に規定する港湾隣接地域を解除する。

1 解除する地域

■江東区新砂二丁目625番1の一部ほか

右図緑色で標示の部分

旧水際線から奥行き15m×延長約200m

※詳細は資料3-3参照

2 解除の理由

私有水面の埋立に伴い、港湾区域に隣接しなくなった地域について、指定を解除する。

■株式会社IHI

私有水面 埋立面積 約2.3ha

